

人事行政の運営状況

～市職員の数・給与など～

■問合せ…人事課（☎025-520-5618）

市職員の給与は、職務の内容に応じた給料と、通勤手当や扶養手当など諸手当で構成されており、地方公務員法の規定により、国や他の公共団体の職員給与などを考慮し、議会で議決された条例などに基づいて定めています。

市は、人事や給与などの公平性と透明性を高めるため、年1回、人事行政の運営状況をお知らせしています。運営状況の詳細は、市ホームページ、人事課、各総合事務所、南・北出張所で公表しています。



職員の任免および職員数に関する状況

●部門別職員数（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		増減
		令和3年度	令和4年度	
普通会計部門		1,585人	1,561人	△24人
公営企業等会計部門		213人	214人	1人
合計		1,798人	1,775人	△23人

※職員数は、一般職に属する職員数です（休職者、県などへの派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています）。

●職種別採用者数（令和3年4月2日～令和4年4月1日採用）

事務職	技術職	技能労務職	合計
113人	41人	20人	174人

※上記の採用者数は、再任用職員（119人）、割愛職員（8人）、併任職員（2人）、任期付採用職員（1人）を含む職員数です。

●退職者数（令和3年度）

定年	任期満了	自己都合	割愛	併任解除	死亡	合計
40人	126人	19人	7人	2人	3人	197人

職員の給与の状況

●人件費（令和3年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
1,039億7,185万円	161億7,059万円	15.6%

※人件費には、特別職の給料のほか、議員や会計年度任用職員の報酬などを含みます。



●職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額（令和4年4月1日現在）

区分	上越市			新潟県（参考）	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	44.0歳	321,101円	401,120円	44.2歳	326,913円
技能労務職	51.4歳	286,383円	306,588円	54.2歳	327,248円

※平均給与月額は、令和4年4月に支給された給料に各種手当（扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を加えた額です。

●期末・勤勉手当（令和3年度）

1人当たり 平均支給額	年間の支給割合	
	期末手当	勤勉手当
1,405千円	2.45月分	1.85月分

※役割に応じた加算措置…期末・勤勉手当の算定基礎となる給料月額に5～20%を加算

●特別職の報酬など（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額など		期末手当
	給料	報酬	
市長	821,355円	【令和3年度支給割合】 3.25月分 ○加算措置…期末手当の算定基礎となる給料または報酬の月額に20%を加算	
	729,200円		
副市長	529,400円		
	440,800円		

○市長・副市長には、4年任期満了時に退職手当を支給
・市長…給料月額×在職月数×50/100
・副市長…給料月額×在職月数×30/100

※現在就任している市長の在任期間中に限り、条例で規定する給料月額（市長966,300円）を15%減額し、支給しています。

職員の分限および懲戒処分の状況

●分限処分の人数・処分事由（令和3年度）

処分名	人数	処分事由
休職	24人	心身の故障

●懲戒処分の人数・処分事由（令和3年度）

処分名	人数	処分事由
戒告	2人	職務上の義務違反または職務怠慢行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行
減給	1人	職務上の義務違反または職務怠慢行為